



遺産相続・キャプティブ保険ガイド

遺産相続・キャプティブ保険弁護士 本郷友香

本郷法律事務所

2155 Kalakaua Avenue, #410 • Honolulu, Hawaii 96815
Hawaii (808) 237-9944 • California (310) 923-2315
Yuka.hongo12@gmail.com • www.hongolaw.com

資産をトラスト資産にする方法

トラストを作成する場合、トラスト文書のみを作成するだけでは、十分ではありません。資産をトラストの中に入れ、トラスト資産にするプロセスも組まなければいけません。トラスト資産にするプロセスを怠った場合、その資産は、資産の所有者が亡くなられた後に、プロベートの対象になる可能性があります。

不動産をトラスト資産にする方法

不動産をトラスト資産にするためには、譲渡証書 (Deed) を作成します。その譲渡証書において、既存の所有者の名義から、トラストのTrustee (受託者) に、「AとB, Trustees of the AB Trust」という形で、名義を移すことになります。譲渡証書は、該当する登記所に登記することになります。

まとめ

トラストの文書のみでは、資産をトラスト資産にすることが十分にできないため、弁護士にトラスト資産にする作業についても、忘れず実施してもらうことをお願いするべきです。

お客様の声

アメリカの弁護士の先生という、相談しにくいイメージがあるようですが、本郷先生は優しく話しやすいので、みなさん安心されるのだと思います。本郷先生はフォローアップもまめにきちんとされているのも嬉しい点です。

辻・本郷税理士法人様からのご紹介という事もあり、信頼してお任せすることができました。相続のことでご相談しましたが私どもの希望などを確認し迅速に手続をして頂きましたので感謝しております。

ホノルル Sachiko Trillo

東京都 K.A.

本郷先生は専門的な事も丁寧に説明して下さいとても感じの良い対応に感謝しております。依頼を引き受けて頂きましたことは心強かったです。

個人のトラストの相談のみならず、会社の法的な相談も丁寧に対応していただきました。コストも良心的でフォローアップも的確です。

ロサンゼルス、会社経営、S. Suzuki

大阪 瀬戸充子

親切に対応して頂いて感謝しています。事務所がワイキキで自宅から近くて良かったです。

家族がハワイに所有している二つのコンドミニアムを、私が相続することになりました。私の依頼を一年という短期間で済ませていただき、大変感謝しております。

ワイキキ 杉山

那須 坂本修一

ハワイ不動産の相続時に問題になるプロベートの対策について、わかりにくい点も細かく丁寧に説明をいただき当社のお客様にも非常に満足いただきました。パスポート認証についてもお客様にお手間なくお手続きできる点も助かります。本郷先生は何でも相談できる心強い存在です。

ハワイの不動産登記や相続に関する法律は日本と異なり、ましてや英語では敷居が高くて困っていましたが、本郷先生は、日本語で込み入った相談をすることができ、納得のいくご説明をいただけました。今後よろしくお願ひいたします。

ホノルル K. Iwasaki

リストサザビーズインターナショナル

リアルティ 東京オフィス 大橋

本郷さんに不動産の相続の遺言で大変お世話になりました。日本に来ていただき大変助かりました。

トラスト作成は、私たち夫婦にとって長年の懸案事項でした。本郷弁護士に日英両語で迅速に対応していただいたお陰で、安心して次のステージを考えていけそうです。心から感謝しています。

川崎 S.T.

ホノルル A.P.ご夫婦

電話またはメールにてご連絡ください。

遺産相続やキャプティブ保険等について何かご質問がありましたら、お気軽にお電話ください。本郷

電話番号 (808) 237-9944、または Yuka.hongo12@gmail.com にご連絡下さい。

弁護士、本郷友香 (ほんごう

ゆか) の紹介

本郷友香は、ハワイ州ホノルル市にて、自身の法律事務所を運営している、遺産相続分野で信頼の高い弁護士です。弁護士業は10年におよび、日英両語共に堪能です。



専門分野: プロベートやTransfer on Death Deed等を含む、遺産相続に関するサービスを提供しています。また、ハワイ州でのキャプティブ保険会社の設立や、設立後の維持管理等を含むサービスも提供しています。

学歴: 2000年に、オーバーリン・カレッジ (オハイオ州オーバーリン市) にて、経済学と東アジア研究学の学士号を取得し、卒業しました。2004年に、ロヨラ法科大学院 (カリフォルニア州ロサンゼルス) にて、法学博士の学位を取得し、卒業しました。

弁護士会員: 本郷は、ハワイ州、カリフォルニア州、ワシントンD.C.およびニューヨーク州の弁護士資格を有しています。また、ハワイ州弁護士会のInternational Law Sectionの会員です。

その他の資格: 本郷は、米国における外国人のために米国個人納税者番号を取得できるエージェント資格を有しています。更に、生命保険エージェントと公証人の資格も有しています。また、日英両語の複雑な翻訳経験もあります。

多文化への理解: 本郷は、日米両国での生活・就業経験があり、その両方の文化について深く理解しています。更に、外国人と共に働くことや国際的な案件を手がけることに精通しています。

会計の経験: 本郷は、過去数年間、米国の大手会計事務所の東京事務所にて勤務経験があり、国境を越えた取引から生じる税的、または法的な問題に広範に関わった経験があります。

セミナー等: 本郷は、ハワイでのTransfer on Deedや信託 (Trust) 等に関して、日本でセミナー講演をした経験があります。

住まい&趣味: 本郷は独身で、ハワイ州ホノルル市に在住しており、新しいレストラン等を開拓するのを楽しんでいます。

お友達のご紹介

こちらのニュースレターの受信を希望されるお友達がいらっしゃいましたら、その方のお名前とメールアドレスをお知らせ下さい。私共の配布リストに加えさせていただきます。宜しく願いします。Facebook, LinkedIn and Twitter でも本郷と繋がることができます。



遺産相続・キャプティブ保険弁護士、本郷友香

本郷法律事務所

2155 Kalakaua Avenue, #410 • Honolulu, Hawaii 96815

ハワイ州での電話番号: (808) 237-9944 • カリフォルニア州での電話番号: (310) 923-2315

Yuka.hongo12@gmail.com • www.hongolaw.com

弁護士本郷友香は、カリフォルニア州、ハワイ州、ワシントンD.C.の弁護士資格を有しています。

こちらのニュースレターの「購読」または「購読解除」をご希望の方は、ご希望内容と共に Yuka.hongo12@gmail.com にて、メールでご連絡ください。

© Copyright 2021 by Yuka Hongo, Esq. All rights reserved.